

鹿児島県与論町台風16号災害義援金の取扱いについて

平成24年9月16日に発生した台風16号に伴う災害により、鹿児島県与論町における住家等に多数の被害が発生しており、被災地の皆様には心からお見舞い申し上げます。

信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により災害義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先

鹿児島県大島郡与論町（よろんちょう）

お客さまの災害義援金は被災地域の信用金庫がとりまとめ金融機関となり、直接、地方公共団体に寄付されます。振込依頼書には、必ず送付先「鹿児島県与論町（台風16号災害義援金）」をご記入ください。

2. お取扱期間とお振込先

平成24年10月1日（月）～平成24年12月31日（月）

| 寄付先 | 災害義援金受入 信用金庫・店舗名 | 店番 | 種目 | 口座番号 | 口座名義人 |
|-------------|---------------------|-----|----|---------|----------------------------|
| 鹿児島県 与論町 | 奄美大島信用金庫 与論支店 | 006 | 普通 | 0301535 | 与論町台風16号災害義援金 与論町長 南 政吾 |

※口座名義については、「与論町災害義援金」（ヨロンチョウサイガイギエンキン）と省略することもできます。

3. 振込手数料

無料（窓口の場合）

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》
地方公共団体が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。
お申出のありました方には、地方公共団体から後日、直接領収書が郵送されます。

※詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以上